

平成20年度

春日井市いじめ・不登校対策事業報告書

春日井市教育委員会

[目次]

1 いじめ・不登校対策事業の概要

(1) 組織	1
(2) 活動内容	2

2 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱	4
(2) 事業報告	6

3 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領	9
(2) 不登校相談の状況	10
(3) いじめ相談の状況	12
(4) いじめ・不登校相談室から	15

4 適応指導教室（あすなろ教室）

(1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱	16
(2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要	18
(3) 適応指導教室通級状況	20
(4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況	21
(5) あすなろ教室だより	22
(6) 適応指導教室（あすなろ教室）から	34

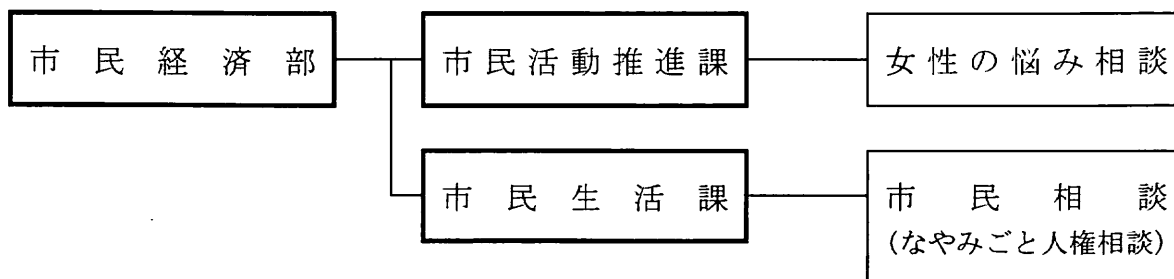
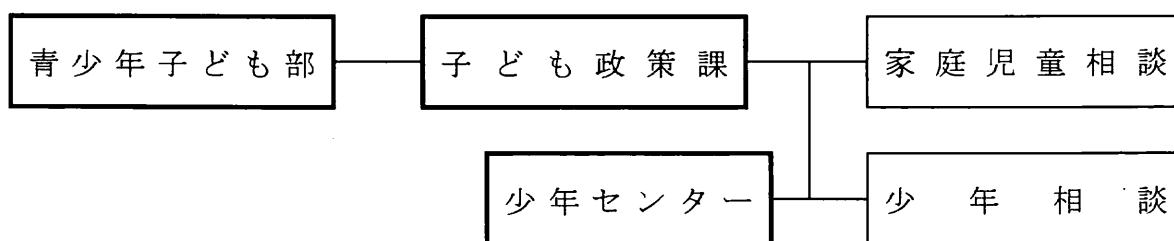
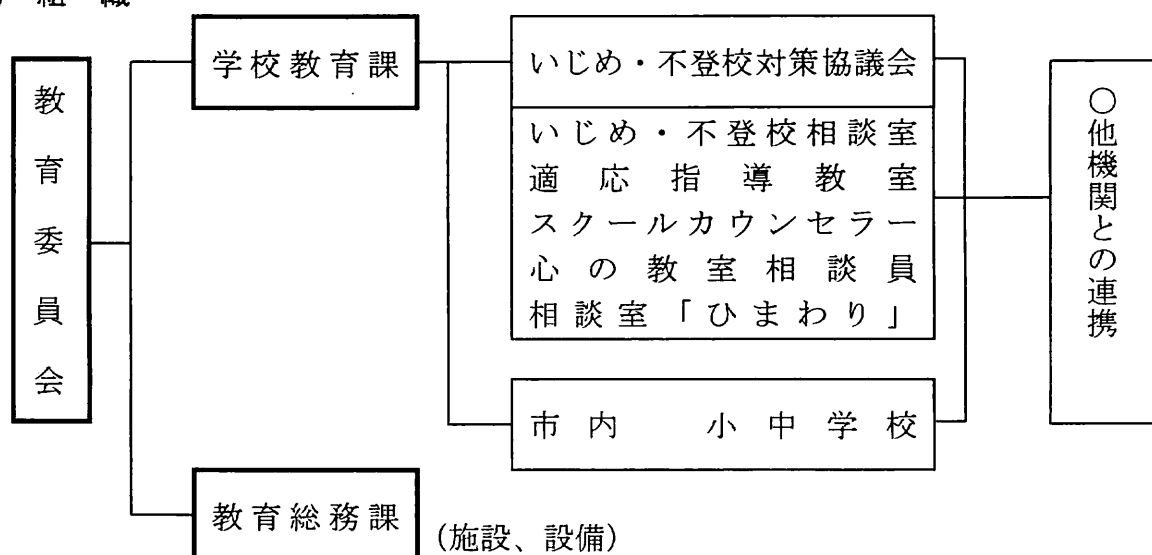
5	スクールカウンセラー巡回	
(1)	スクールカウンセラー巡回事業実施要綱	36
(2)	スクールカウンセラー相談件数	37
(3)	スクールカウンセラーの声	38
6	心の教室相談員	
(1)	小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要	39
(2)	心の教室相談件数	39
7	いじめ・不登校をテーマにした講演会	
	演題「いま 学校でできること 教師にできること」	40
	講師 羽根啓一 氏 (臨床心理士)	
8	教育相談等のご案内	43

1 いじめ・不登校対策事業の概要

いじめ・不登校など、児童生徒の問題行動は依然として憂慮すべき課題であり、学校を始め関係機関においては、問題解決のためにさまざまな取り組みを行っています。

教育委員会においては、いじめ・不登校対策協議会の開催、いじめ・不登校相談室での相談業務の実施及び適応指導教室を開設するとともに、スクールカウンセラーや心の教室相談員を学校に派遣し、未然防止と早期発見に努めています。また、各学校においても学校長を中心に、いじめ・不登校対策委員会を設置して、いじめの発生防止と不登校児童生徒等の解決に取り組んでいます。

(1) 組織



※ 他機関

愛知県児童相談センター（子ども家庭110番、インターネット相談室）
愛知県尾張教育事務所（いじめ・不登校相談窓口）
愛知県尾張福祉相談センター（家庭児童相談室）
愛知県総合教育センター（一般教育相談）
愛知県精神保健福祉センター（こころの健康電話）
愛知県警察本部少年課（ヤングテレホン）
愛知県警察少年サポートセンター（被害少年相談電話）
（財）愛知県教育・スポーツ振興財団（教育相談「こころの電話」、いじめほつ
とライン24）
名古屋法務局人権擁護部（こども人権110番）

(2) 活動内容

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会

目的 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ・不登校に関する諸問題を協議し、発生防止及び早期発見等の対策を推進する。

委員 15名以内（医師、相談機関関係者、小中学校関係者、学校関係団体関係者、教育行政関係者、学識経験者）

② いじめ・不登校相談室

目的 いじめ・不登校児童生徒の指導、防止のあり方と家庭での指導方法や不登校の様々な要因に関する保護者からの相談に応じることにより、児童生徒の生活や自立を援助し学校復帰を図る。また、小中学校からいじめ・不登校に関する相談に応じることにより、問題の早期解決を図っている。

相談日 毎週月曜日～金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

相談員 常時1～2名。4名が交替で相談にあたり、気軽に相談できるようにしている。

③ 適応指導教室（あすなろ教室）

目的 春日井市内の小中学校で、何らかの心理的理由により登校できない児童生徒とその保護者を対象として、学校教育との有機的連携のもとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する。

開設日 毎週月曜日～金曜日（学校の休業日は除く。）
午前9時～午後3時

指導者 専任指導員 4名

相談員 カウンセラー 1名（非常勤で月2回）

④ スクールカウンセラー

目的 いじめや不登校等児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者が定期的に小中学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって健全な育成に資することを目的とする。

相談日 原則、月1回8時間
午前9時～午後5時

相談員 カウンセラー 5名。派遣する各小中学校において学校と連携をとり、実態に応じた対応をする。

⑤ 心の教室相談員

目的 小学校において、児童が悩み等を気軽に相談でき、ストレスを和らげるよう、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるよう環境を提供することを目的とする。

相談日 週2～3回、1回当たり3～4時間で、週10時間程度

相談員 39名 小学校の子ども話し相手となり、ストレスを和らげ、安らぎを感じさせる第三者的な立場となり得る者

⑥ 相談室「ひまわり」

目的 発達障がい（注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）及びアスペルガー症候群、高機能性自閉症等高機能広汎性発達障がいの疾患をいう。）を有すると思われる春日井市立小中学校の児童生徒及び保護者からの相談に専門的な相談員が応じることにより、当該児童生徒の学校生活や学習についての改善を図ることを目的とする。

相談日 月4回。相談員との日程調整により教育委員会が決定

相談時間 午後1時30分～午後5時30分

相談員 専門的資格を有する者

⑦ 学校におけるいじめ不登校対策

学校長を中心に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発生防止及び不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

※ ADHD (Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)

LD (Learning Disabilities)

2 いじめ・不登校対策協議会

(1) 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

① 春日井市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 春日井市立小中学校児童生徒のいじめ及び不登校問題対策を推進するため、春日井市いじめ・不登校対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) いじめ及び不登校の実態把握及び分析に関すること。
- (2) いじめ及び不登校問題児に対する指導体制の整備に関すること。
- (3) いじめ及び不登校問題発生防止のための学校環境の見直しに関すること。
- (4) 家庭及び地域との連携に関すること。
- (5) その他いじめ及び不登校問題対策を推進するために必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 相談機関関係者
- (3) 小中学校関係者
- (4) 学校関係団体関係者
- (5) 教育行政関係者
- (6) 学識経験者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

② 平成20年度春日井市いじめ・不登校対策協議会委員名簿

(順不同)

	氏 名	役 職 名
会 長	松 本 龍 三	春日井市適応指導教室指導員
副会長	澤 村 純 雄	愛知県尾張教育事務所家庭教育相談員
委 員	武 藤 久 枝	中部大学人文学部教授
委 員	澤 田 孝 子	春日井市スクールカウンセラー
委 員	稲 垣 敦 子	春日井市適応指導教室カウンセラー
委 員	花 木 和 馬	春日井警察署生活安全課少年係長
委 員	前 田 直 美	春日井市小中学校PTA連絡協議会母親委員会副委員長
委 員	樋 口 ま つ 子	春日井市小中学校PTA連絡協議会母親委員会副委員長
委 員	角 間 隆 夫	名古屋法務局春日井支局民事専門官
委 員	神 戸 康 彦	春日井市いじめ・不登校相談室相談員
委 員	落 合 正 和	いじめ・不登校対策委員会委員長 (西部中学校校長)
委 員	右 高 秀 美	いじめ・不登校対策委員会副委員長 (春日井小学校校長)
委 員	落 合 ま ゆ み	春日井市立小中学校養護教諭代表

(2) 事業報告

① 平成20年度いじめ・不登校対策委員会事業報告

ア 春日井市教職員研修委員会、校内現職教育による教員研修

(ア) いじめ・不登校事例研究会

○実施日 平成20年10月29日(金)

○内 容 事例種別ごとに各校のいじめ・不登校指導事例の経過・成果
問題点を話し合う。

○参加者 教員、適応指導教室指導員、スクールカウンセラー等 70名

(イ) 不登校をテーマにした教育講演会

○実施日 平成20年11月26日(木)

○講 師 羽根 啓一氏(臨床心理士)

○演 題 「いま 学校でできること 教師にできること」

○参加者 教員 75名

(ウ) カウンセリング技術向上研修会(含 初任者研修)

○実施日 平成21年1月21日(水)

○講 師 神戸 康彦氏(いじめ・不登校相談室相談員)

○テーマ 「教師のためのコミュニケーションスキル」

○参加者 教員 初任者 80名

(エ) 夏期教職員研修

カウンセリング実技研修会

○実施日 平成20年7月30・31日(水・木)、4・5日(月・火)

○講 師 神戸 康彦氏(いじめ・不登校相談室相談員)

○内 容 研修Ⅰ「構成的グループエンカウンター体験」
研修Ⅱ「カウンセリング入門」

○参加者 教員 64名

(オ) 校内現職教育における研修

○校内いじめ・不登校対策委員会の定期的開催

② 平成20年度問題を抱える子ども等の自立支援事業の報告(文科省委託事業)

ア 概要

本事業は、文部科学省による、従来の「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」と「スクーリング・サポート・ネットワーク事業(SSN事業)」の後継事業で、本年度が2年目となった。

あそび・非行型不登校生徒を対象とし、県が派遣したネットワーク・アドバイザー1名が中心となり、該当生徒の学校復帰に向けた支援と校区のネットワーク構築に取り組んだ。

イ 活動内容

市内2中学校の協力校へ、アドバイザーが週1～2回の訪問をして対象生徒を核としたカウンセリングと校内支援体制づくりに取り組んだ。また、地域の

受け皿づくりとして、支援協力者による体験活動等へ対象生徒の参加を促した。

ウ ケース会議（年4回）

地域の協力者代表、地元警察、児童相談センター、学校関係者、アドバイザー、市教委が、対象生徒への支援について協議・検討をした。

○6月13日（金）、7月25日（金）、9月26日（金）、12月5日（金）

エ その他

○5月～2月に、12回の料理教室を実施

○夏休み中に、7回の学習支援を実施

○8月、柏原地区の夜祭りに協力員として参加

○9月、柏原地区の防災訓練に協力員として参加

③ 小中学校へのスクールカウンセラー・心の教室相談員の派遣について

ア スクールカウンセラー

5名のスクールカウンセラーを派遣要望のあった小中学校に派遣し、児童生徒・保護者・教職員に対するカウンセリングと教育活動への支援・助言を行う。

(ア) 主な派遣校数は小学校が10校、中学校が9校であるが、緊急に相談が必要なケースが出た場合は、その都度相談に対応している。

具体的には、「不審者の被害にあった生徒への支援」「学校への不適応が激しい生徒への支援」などのケースがあった。

(イ) 相談時間

原則 月8時間

(ウ) 他の支援活動

校内現職委員会での研修会

いじめ・不登校対策委員会へ参加、市事例研究会助言者

(エ) 相談件数 （別紙）

イ 心の教室相談員

市内全部の小学校に派遣し、児童の悩み相談、話し相手として相談活動の充実と学校の教育活動への支援を行った。

(ア) 派遣回数

心の教室相談員：週10時間（週2～3回程度）

(イ) 相談内容

友人関係、家庭、学校、いじめ、不登校

(ウ) 支援活動

別室登校の児童の相談相手、校内いじめ・不登校対策委員会へ参加、校内現職教育の講師、学校保健委員会での講演、読み聞かせなど

(エ) 相談件数 （別紙）

- ④ 相談室「ひまわり」 発達障がい相談 教育研究所相談室
- ア 相談回数 月4回、1回3人～4人程度
 - イ 相談内容 発達障がいがあると思われる児童生徒の学校生活や学習の改善に向けた相談
 - ウ 相談対象 本人・保護者、学校（担当教員）
 - エ 相談員 専門的資格を有する者

⑤ 平成21年度事業

県事業

「中学校スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

「小学校スクールカウンセラー派遣事業」（継続）

※市内3校へ派遣され、その学校を拠点として他の小学校の相談にも応じる。

3 いじめ・不登校相談室

(1) 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

① 春日井市いじめ・不登校相談室設置要領

(設置)

- 1 本市の小学校及び中学校におけるいじめ・不登校児童生徒の指導及び保護者からの相談に応じることにより、いじめ・不登校児童生徒の問題解決、自立を援助し学校復帰を図るため春日井市中央公民館内に春日井市いじめ・不登校相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(事業)

- 2 相談室は、いじめ・不登校に関連する次に掲げる業務を行う。
 - (1) 児童生徒の相談及び指導に関すること。
 - (2) 保護者の相談及び指導に関すること。
 - (3) 市内小中学校の担当者への助言及び指導に関すること。
 - (4) 専門機関の紹介に関すること。
 - (5) その他いじめ・不登校相談の推進に関すること。

(開設日時)

- 3 相談室の開設日時は、次のとおりとする。
 - (1) 開設日 月曜日から金曜日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日までにあたるものを除く。
 - (2) 開設時間 午前9時から正午、午後1時から4時

(相談員の設置)

- 4 相談室にいじめ・不登校相談員（以下「相談員」という。）を置く。
 - (1) 相談員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - ア 各種相談業務に3年以上の経験を有するもの。
 - イ 学校の教諭として10年以上の経験を有するもの。
 - ウ いじめ・不登校等の生徒指導に3年以上の経験を有するもの。
 - エ 教育委員会が適任と認めるもの。

(相談員の勤務)

- 5 相談員は1日につき1名とし、勤務時間は1日につき6時間とする。

(相談員の解職)

- 6 相談員としてふさわしくない行為があったときは、教育委員会はこれを解職する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

(2) 不登校相談の状況

① 不登校相談件数

区分	学 校	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相 談 件 数	小学校	33件	46件	67件
	中学校	172件	134件	160件
	計	205件	180件	227件
学 校 復 帰 者	小学校	43人	32人	24件
	中学校	50人	58人	71件
	計	93人	90人	95件
30 日 以 上 不 登 校	小学校	99人	118人	110件
	中学校	310人	350人	376件
	計	409人	468人	486件

② 年度別不登校相談状況

単位：件

区分	学年	男女	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
			面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計	面接	電話	訪問	計
小学校	1	男		3		3	6	5		11	1	3		4
		女		4		4				0	2	2		4
	2	男		1		1		2		2	1	2		3
		女		1		1		2		2		1		1
	3	男	2	1		3	1	3		4	3	3		6
		女	1			1		3		3		3		3
	4	男				0	1	2		3	6	17		23
		女	1	1		2	5	4		9	3	1		4
	5	男		2		2				0	1	1		2
		女	5	1		6	2	2		4	4	5		9
	6	男		3		3	1	1		2	1	3		4
		女	3	4		7	3	3		6	2	2		4
	計	男	2	10		12	9	13		22	13	28		41
		女	10	11		21	10	14		24	10	16		26
中学校	1	男	5	22		27	2	6		8	20	8		28
		女	5	8		13	34	17		51	20	7		27
	2	男	5	15		20	8	15		23	2	12		14
		女	44	8		52	2	2		4	58	14		72
	3	男	8	6		14	1	10		11	1	15		16
		女	6	40		46	35	2		37	2	1		3
	計	男	18	43		61	11	31		42	23	35		58
		女	55	56		111	71	21		92	80	22		102
合計	男	20	53		73	20	44		64	36	63		99	
	女	65	67		132	81	35		116	90	38		128	
	計	85	120		205	101	79		180	126	101		227	

(3) いじめ相談の状況

① いじめ相談件数

単位：件

学 校	男 女	平成18年度				平成19年度				平成20年度			
		面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計	面 接	電 話	訪 問	計
小 学 校	男	1	11		12		3		3		3		3
	女	2	11		13	1	8		9	2	8		10
	計	3	22		25	1	11		12	2	11		13
中 学 校	男	3	20		23	1	4		5	1	5		6
	女	3	13		16		5		5	2	4		6
	計	6	33		39	1	9		10	3	9		12
その他			16		16				0				0
合 計		9	71		80	2	20		22	5	20		25

② 学校でのいじめ状況

単位：件

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	290	198	81
中学校	397	483	220
合 計	687	681	301

③ 学校でのいじめ解消状況

単位：件

区 分	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中	解消して いるもの	現在指導 中
小学校	283	7	180	18	68	1
中学校	327	70	461	22	140	22
合 計	610	77	641	40	208	23

④ 学校でのいじめの態様

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成19年度		平成20年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	140	307	42	116
仲間はずれ、集団により無視をされる。	69	53	18	21
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	24	87	20	38
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	6	27	8	23
金品をたかられる。	3	9	0	5
金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	1	27	1	7
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	2	5	8	14
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされたりする。	4	44	8	17
その他	14	3	1	3
計	263	562	106	244

⑤ 学校でのいじめ発見のきっかけ

単位：件

区 分 (複数回答不可)	平成19年度		平成20年度		
	小学校	中学校	小学校	中学校	
教職員等が発見	担任の教師が発見	56	189	19	51
	他の教師からの情報	4	59	1	19
	養護教諭からの情報	1	21	0	3
	スクールカウンセラー・心の教室相談員等の外部の相談員らが発見	0	7	1	7
	アンケート調査など学校の取組によって発見	4	38	0	15
教職員等以外からの情報により発見	当該児童生徒（本人）からの訴え	67	81	29	66
	本人の保護者からの訴え	58	66	27	38
	本人以外の児童生徒からの情報	6	18	3	19
	本人以外の保護者からの情報	1	4	1	2
	地域住民からの情報	0	0	0	0
	学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	1	0	0	0
	その他（匿名などの投書）	0	0	0	0
計	198	483	81	220	

⑥ 学校におけるいじめの問題に対する対応

単位：件

区 分 (複数回答可)	平成19年度		平成20年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	34	15	33	10
道徳や学級活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、指導を行った。	30	14	27	13
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の間関係や仲間づくりを促進した。	19	7	14	5
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	22	11	16	11
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	23	12	21	13
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	3	5	1	5
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	2	2	1	2
P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	2	1	1	1
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	2	1	0	1
その他	0	0	0	0
計	137	68	114	61

(4) いじめ・不登校相談室から

平成20年度 いじめ・不登校相談室から

不登校の年間相談件数は、昨年に比べ、250件から262件へと増加し、相談の種類別で見ると、「面接相談」は、102件から113件へ増加、「電話相談」は、昨年と同じ149件で横ばいになっています。

相談者の内訳は、「小学生」は46件から67件に増加し、「中学生」も134件から147件へと同様に増加しています。これに対し、「その他」の相談は、70件から48件へと減少していますが、先生や心の教室相談員の方からの相談件数は増える傾向にあります。

相談件数の増加、特に面接相談の増加や教育現場からの相談の増加傾向は、子どもたちを支える大人達（保護者、教師、相談員など）の連携、協調体制が少しずつですが、できつつあるのではないかと、甘い見通しかもしれませんが思っています。とはいえ、相談の種類、対象を問わず、実際の相談者は、保護者の方が大半であり、本人が直接相談に訪れる数は少ないのが現状です。相談室で待っているだけの相談に、ついもどかしさを感じてしまいます。

電話相談の特徴は、子どもたちの不登校やひきこもりで突発的な出来事、例えば、朝、急に腹痛や頭痛を訴え、泣きだしたり、トイレに閉じこもったり、あるいは、子どもから法外な要求が出され、あれ買ってこい、これを取ってこいと怒鳴られたりするとき、どう行動し、どう応答すればいいのか、保護者の迷い、不安、心配、葛藤、落ち込みが激しいときに電話をかけてみえるようです。もちろん、なかには登校できました、とうれしい気持ちを話してもらえるときもあるのですが。

保護者の方は、その時々に応じて、随時電話をし、話を聴いてもらうことで落ち着きを取り戻し、心の整理ができ、気持ちが安定されてくるようです。30分から1時間話されたころには、多くの方が、ちょっと話して楽になりました、と語られています。

しかし、誰かに聴いてもらいたい気持ちと同時に、電話してみえる保護者の多くはアドバイスや助言を求めてみえます。子どもが布団に入ったまま起きてこない、どう声をかけたらいいのか、下手に声をかけて、この先このまま不登校になって、長く休むのではないかと迷いに迷って電話してみえます。本当は子どもに向かって「学校へ行きなさい」と強く言いたいけれど、それでうまくいくのだろうか。かえってやぶ蛇になりはしないだろうか、と。

相談員としては、匿名で、その時限りになりそうな電話相談を念頭に、保護者の気持ちを聴きながら、同時に不登校、家庭内暴力、無茶な欲求をする子に対する保護者としての基本的な態度・姿勢について、とりあえず無理のないところの対応をお伝えするのですが、それが相談にきた保護者にとって適切な支援となったかどうかは、少ない回数の相談だけに確かめようがないのも事実です。傾聴だけでなく、緊急のアドバイスと助言を伝えることで当分の間の保護者への支援が、子どもへの対応ができればいいのですが。

いじめの年間相談件数は、昨年に比べ、小中合わせて22件から26件へと増加しています。小中の内訳は、「小学生」は14件から12件へ減少し、「中学生」は8件から12件へと増加しています。件数が増加しているとはいえ、不登校の相談のなかの多くにいじめがきっかけと思われる件が含まれています。なかでもメールによるいじめ・嫌がらせは、その数を増し、直接、保護者や学校サイドでは感知できない部分もあるだけに、関係者はジレンマにさいなまれています。

相談室では、いじめ問題の対応には、当事者、当該校との連携が大切と考えています。保護者の中には、学校へ直接訴えるのを躊躇される方もいて、学級、学年だけの問題でなく、学校全体の問題として、関係者がアンテナを高くしての対応が求められています。

4 適応指導教室（あすなろ教室）

(1) 春日井市適応指導教室事業実施要綱

1 設置の目的

春日井市内の小学校児童及び中学校生徒で何らかの心理的な理由が絡み合っ
て登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との有機的連携の
もとに適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学
校教育の援助に寄与する。

2 対象者

春日井市内に在住する次の者を対象とする。

- (1) 小学校・中学校において、関係校長が個別的な相談・助言及び指導を要する
と認める児童生徒及びその保護者
- (2) 小学校・中学校の児童生徒及びその保護者で、関係諸機関より相談・援助に
ついて依頼又は紹介された者
- (3) 小学校・中学校の児童生徒の担任等学校関係者

3 指導目標

不登校児童生徒が抱えている心理的・情緒的な要因と人間関係の改善を図り、
自立心・社会性の育成によって通常の学習集団への復帰を目指し、登校できるよ
うに相談・助言及び指導にあたる。

4 指導方針

- (1) 個々の児童生徒の状態と回復の状況に合った指導をする。
- (2) 児童生徒にとって自由な雰囲気の中で、安心できる「心の居場所」をつく
る。
- (3) 児童生徒の心情を共感的に受容し、人間関係・信頼関係づくりをする。
- (4) 児童生徒の生活の自立と、集団への適応を段階的に指導する。
- (5) 児童生徒の可能性を引き出し、目標に向かって努力するきっかけをつくる。
- (6) 自己回復力を発揮し、児童生徒が再登校を希望すれば、慎重な配慮のもとに
通常の学校への復帰を考慮する。
- (7) 学校・家庭・関係機関との連携と協力関係を密にし、指導する。

5 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 春日井市中央公民館内

6 教室の休日

教室の休日は次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、
これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から同月31日まで

7 入級・退級の手続き

(1) 入級について

ア 入級希望者については、あらかじめ保護者・担任・学校長と適応指導教室指導員の協議を経て、保護者・学校長より教育委員会へ所定の申請書を提出する。

イ 保護者からの直接の申し込みや関係機関からの依頼は、当該校へ連絡し手続きをする。

ウ 教育委員会は申し出を認めたときは、保護者及び学校長に対し承認の旨を通知する。

(2) 退級について

指導経過を踏まえ、関係者が協議し判断する。退級を認めたときは、教育委員会は保護者及び学校長に対し通知する。

8 適応指導教室の運営

(1) 指導者

専任指導員 4名（教諭経験者他）

カウンセラー 1名（非常勤）

(2) 相談・指導内容

ア 教育相談・カウンセリング

イ 人間関係づくり

ウ 個人活動

エ グループ活動

オ 教科学習

カ 進路相談

(3) 日課

ア 原則として月曜日から金曜日の週5日制

イ 開室時間は、午前9時から午後3時まで

ウ 昼食は弁当を持参

(4) 通級

ア 各自で通級する。（保護者の送迎、徒歩、自転車及び公共交通機関等）

イ 入室・退室の時刻は自由とする。

ウ 児童生徒の状況に応じて、午前のみ、午後のみ出席も認める。

(5) その他

ア 適応指導教室での指導中、又は通級途上での事故については、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。

イ 通級するときの服装は自由とする。

9 留意事項

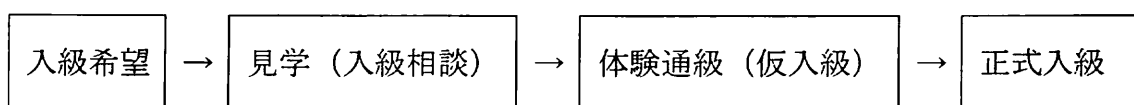
業務上の秘密は厳守し、公表はしない。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

(2) 適応指導教室（あすなろ教室）の概要

- 1 春日井市適応指導教室（あすなろ教室）は、春日井市が設置している施設です。
その「設置の目的」は『春日井市内公立小中学生で何らかの心理的な理由が絡み合って登校できない児童生徒と、その保護者を対象として、学校教育との連携の下に適正な相談・助言及び指導を行い、児童生徒の学校復帰を図るとともに学校教育の援助に寄与する』です。
- 2 適応指導教室は、不登校児童生徒の学校復帰までの支援の場であり永続的な場ではありません。入級対象者は、できるだけ早い学校復帰を考えている児童生徒です。
ただし、精神障がい、発達障がい、いじめ問題、非行、怠学などの要因を併せ持ち、その解決が適応指導教室では難しいと判断した場合は入級対象とはなりません。
- 3 適応指導教室は不登校児童生徒の学校復帰を目指し、次のような目標で指導を進めています。
 - (1) 適切なる登校刺激を与えることにより、なるべく早期の学校復帰を目指す。
 - (2) 専門的なカウンセラーとも協力し、安定できる「心の居場所」づくりを目指す。
 - (3) 集団への適応を段階的にすすめ、人間関係・信頼関係を養う。
 - (4) 基本的な生活習慣を身につけさせ生活の自立を図る。
 - (5) 可能性を引き出し、目標に向かって努力しようとする意欲を育てる。
 - (6) 個々の状況を考慮しながら適切な学習や運動をすすめ、学力・体力の維持や向上を図る。
- 4 入級生の保護者は、適応指導教室または、いじめ・不登校相談室所属のカウンセラーや相談員によるカウンセリングを月に1回以上受けます。
- 5 適応指導教室に入級する場合は以下の手順が必要です。



- ※ 見学の申し込みや入級の申し込みは、必ず学校を通しておこないます。
 - ※ 体験通級（仮入級）を経た上で適切と認められる場合は、正式入級となります。正式入級には、保護者・学校・教育委員会・適応指導教室の協議を経たうえで、書類手続きが必要です。
- 6 適応指導教室での費用は、教材費などを除き無料です。
 - 7 適応指導教室は、午前9時から午後3時までです。また、休日や長期休業日等は市内公立小中学校と同様です。給食はありませんので、昼食は各自弁当を持参します。
 - 8 毎年4月は「学校復帰チャレンジ期間」とし、学校復帰に向けて自分にできる最大の努力を、あらかじめ立てた計画に基づき行う期間です。（この期間中は通

級しません)

- 9 学校復帰者が出たときは、その都度、全ての入級生・保護者の参加のもとに「あすなろ教室卒業式」を開催します。
- 10 できるだけ安全な通学路を選んで通級します。自転車利用者はヘルメットを着用します。保護者による送迎、バス、JR利用などによる通級も可能です。
- 11 適応指導教室内や通級途上での事故については、各学校にて加入している日本スポーツ振興センターの給付対象となります。
- 12 指導者
指導員4名(常勤)、カウンセラー1名(非常勤)、その他、相談室の相談員も随時カウンセリングや指導に加わります。

13 設置場所

春日井市柏原町1丁目97番地1 (春日井市中央公民館内 北館2階)

電話 34-8421 FAX 34-8426

14 適応指導教室の一日の生活(代表的な一日の例です。)

9:00	朝の会 一日の目標設定など
9:15	1時間目 ふれあいタイム 運動、ゲームなど
9:45	休憩
10:00	2時間目 マイプランタイム 学習(自分の計画で)
10:45	休憩
11:00	3時間目 マイプランタイム 学習(自分の計画で)
11:45	休憩
12:00	ふれあいタイム 昼食、おしゃべりタイム、清掃
13:00	4時間目 マイプランタイム 学習(午前とは違う教科で)
13:45	休憩
14:00	5時間目 ふれあいタイム 運動、ゲームなど
14:45	帰りの会 一日の反省、連絡など
15:00	

15 適応指導教室の行事(平成20年度の例)

遠足(2回) 調理実習(1回) ボランティア活動(1回)
学校復帰チャレンジ期間(4月) 夏休み学習チャレンジ週間
保護者個人懇談会(3回)と全体会(1回)
担任の先生と指導員の懇談会(2回)

(3) 適応指導教室通級状況

(平成20年4月～平成21年3月)

月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
	開室 日数 (日)	7	20	21	14	(21) 2	20	22	18	16	16	19	16
月末 入級 人数 (人)	3	4	3	3	(3) 3	3	5	5	4	4	4	2	(3) 43
内 訳	小	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中	3	4	3	3	(3) 3	3	5	5	4	4	4	(3) 43
通級 延人数	5	22	23	21	(11) 8	55	54	57	57	36	27	30	(11) 395
一日 平均 通級 人数 (人)	0.7	1.1	1.1	1.5	(0.5) 0.5	2.8	2.5	3.2	3.6	2.3	1.4	1.9	(0.5) 2.1

* () 内は、夏休み中の自由通級日の通級人数を示す。

(4) 適応指導教室相談・連絡会の実施状況

① 来所等相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	4	1	3	3	0	2	5	0	2	1	3	2	26
保護者	9	3	4	5	1	4	4	1	2	6	6	2	47
担任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学校長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専門機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	4	7	9	1	6	9	1	4	7	9	4	75

② 電話相談回数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
保護者	4	10	3	1	2	2	8	4	3	9	4	1	51
担任	0	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9
学校長	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	1	0	7
教頭	9	0	3	0	0	0	2	0	0	3	0	0	17
養護教諭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他の先生	3	6	4	6	0	8	3	3	2	1	4	5	45
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3
専門機関	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
合計	16	20	18	9	2	10	15	7	8	16	9	8	138

※ 対象は、通級児童・生徒・関係者

あすなる教室だより

平成20年4月10日
No.120号
毎月1回発行(除,8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

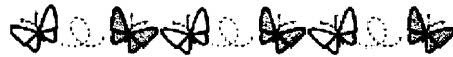
☆ 平成20年度がスタート!



新年度がスタートしました。「適切な登校刺激を与える」指導に転換してから3年目を迎えました。指導の転換以前から入級していた子ども達も、前年度までにすべてが卒業により退級しました。

従って、平成20年度は、新たなあすなる教室の実質的なスタートでもありますし、教室の設置目的である「学校復帰」に向けて、強力に取り組める環境が整ったとも言えます。一人でも多くの子が、学校へ戻れるよう指導員一同益々努力してまいります。本年度もどうかよろしくお願ひいたします。

☆ 満開の桜!



古民家の屋根にかかる満開の桜



古民家の庭より御浜御殿の門を望む

中央公民館の桜は、3月24日の3学期修了式の日

に咲き始めました。花冷えもあって、満開となったのは新年度に入って4月3日のことでした。

桜の木は、正門を入った右側の文化財の周辺に多くあります。



一昔前には木の下でシートを広げお花見をしていたこともあったそうです。確かに咲き揃うと見事な景観です。

☆ 4月効果!



あすなる教室では、毎年度初めの4月を「学校復帰チャレンジ期間」と定めてから、2度目の4月を迎えました。昨年は、この期間を利用し見事に学校復帰を果たした子が出ました。しかし、今年度は、現在在籍している子の入級歴も短く、事前の働きかけがほとんどできないまま期間に突入してしまったこともあり、良い成果を上げることは難しいことであろうと思っていました。

しかし、始業式の日の午後、あすなる教室の電話が鳴りました。電話の向こうからはずんだ声が聞こえてきました。「始業式に、登校できました・・・」「ええ〜」本当にびっくりしました。

このことは、もちろん本人と保護者の大きな努力がそうさせたのでありましようが、4月を迎えたこととも関係することではないかと思ひます。年度替わりのこの時期、不思議な力が生じるのではないのでしょうか。改めて、「学校復帰チャレンジ期間」の有用性が確認できた出来事でした。

☆ 考えさせられるできごと!



4月早々に、来客がありました。「〇〇高校です。我が校は、広域通信制、単位制高校であり、郵便や電話、ファックス、インターネットを利用し3年間で高校が卒業できます。また授業をネット配信し、インターネットテレビ電話による授業もします。本校は、〇〇島にあり、全国各地に学習センターを置いています。不登校の子のための高校です。」というような説明をいただきました。

不登校の子どもが通う適応指導教室へは、年間、このような学校がいくつも渉外に訪れます。昔はありませんでしたが近年急速に増えてきたこの種の学校、通学は自分のペースに合わせ自由に、人と人との関わりは極端に少なく、まさに不登校生に合わせた学校と言えます。そうした学校で学び、そして卒業することの意味は何なのか?あすなる教室としては、目的を「学校復帰」としており、やむを得ず復帰しないまま上級学校へ進むことはあっても、そのことを奨励することはありません。やはり、卒業までには学校へ戻って、多人数の中で人と人とが触れ合い、そして自分を磨くことができる

生活が最も重要であると考えているからです。

こうした学校の訪問を受けるたびに、世の中の変容に戸惑い、そして考えさせられます。

4月10日現在の在籍数 (体験通級は2名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男		2			2
女					
計		2			2

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成20年5月14日
No.121号
毎月1回発行(除、8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

☆ お隣が開園しました！

あすなる教室の窓の真ん前に、かねてから建設中であった春日井市の28年ぶりの新設保育園が完成し、4月に開園式が行われ保育が始まりました。保育園の敷地の3分の1ほどは、以前はあすなる教室の運動広場として利用していたところでありましたが、現在は運動広場は別の場所へ移り、窓の外にはかわいい園児達が遊ぶ姿が見られるようになりました。



開園した柏原西保育園



教室の窓より見た保育園の運動場

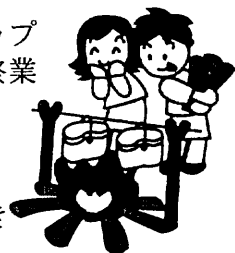
☆ 続いている努力！

先月号の「あすなる教室だより」に「4月効果」という記事で紹介しました入級歴の浅い子が、4月の始業式より突然登校を始めた件の続編です。5月の連休後になっても、時々休みはあるものの相変わらず登校の努力が続いているそうです。このまま、続いていくようなら、正式に「あすなる教室卒業式」の開催を検討しなければなりません。指導員一同、喜びと共に大きな期待をしています。

☆ 学校を意識した教室生活

新年度になり、新たに2名が入級しました。あすなる教室は、学校へ戻るための教室です。一日でも早い学校復帰を目指し、それぞれの状態に合わせた努力が望まれます。それには先ずは、学校を意識した教室生活から始めていきます。その進め方は以下のようにまとめることができます。

- ① 入級初日に、「学校復帰へ向けて自分の目標」を作成します。この目標は、それ以降何度も立て直しをしながら次第に学校へ近づいて行くための指針としていきます。これを、教室掲示をすると同時に、コピーを家庭や担任の先生にもお渡しをして、保護者、学校、あすなる教室の三者が同一歩調で働きかけをする指針ともしていきます。
- ② 学校の年間行事予定を調べ、今の自分で参加できそうな学校行事をリストアップします。とりわけ短時間の在校時間でありストレスのかかりにくい「始業式・終業式」「定期テスト」などへの参加を重視します。
- ③ 入級して半月ほど、ある程度安定した通級ができるようになったら、「生活の自己点検」をします。規則正しい生活ができているか、学校のきまりやあすなる教室のきまりを守った生活ができているかなどをチェックします。伸ばすべきところは伸ばし、改善すべきところは改善していきます。
- ④ 入級生と指導員が一对一で話し合う教育相談の時間を2週一巡のローテーションで繰り返し実施し、各指導員が、本人の考えや話を聞く中で、改善点のアドバイスをしたり、激励したり、称賛したり、総括したり、考えられる限りの様々な働きかけをしていきます。



☆ 職員の異動

4月号でお知らせできませんでしたが、新年度より2名の職員の異動がありました。北本指導員(勤続2年半)と奥田指導員(勤続1年)が異動し、金子指導員と馬場崎指導員が新たに着任しました。その他の職員は、異動がありません。



5月14日現在の在籍数(体験通級は4名)

	小学生	中1	中2	中3	計
男			3		3
女			1		1
計			4		4

新職員も旧職員と同様、その職責を果たすべく全力で務めてまいりますので、どうかよろしくお願いたします。

《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

訂正 4月号の在籍数について、中2の在籍数を誤って中1へ計上しておりました。お詫びし訂正させていただきます。

あすなる教室だより

平成20年6月10日
 №122号
 毎月1回発行(除、8月)
 配付先 市内全小中学校
 該当家庭と担任

◎ 目的内と目的外の不登校



あすなる教室では、既に何度もお知らせしておりますように、平成18年度より指導の方針を教室の目的(学校復帰)に合わせ、適切な登校刺激を与えダイレクトに復帰を働きかけることに改めました。従って、不登校であっても学校復帰を目指さない目的外の児童生徒を受け入れることはできません。しかし、見学者の中には、そうした目的外の不登校児童生徒がかなりの数含まれています。

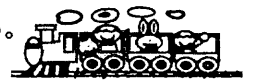
※ 目的外の不登校の例(抜粋)



- ・ いじめで学校へ行けない。学校以外で通える場所を求めて。
- ・ 学校が落ち着かない状態で、学校へ通わせたくない。
- ・ 担任の先生を怖がっている、次の学年になれば担任の先生が変わるのでそれまで預かってほしい。
- ・ 父子家庭で、父は早朝より仕事に出るため、本人は学校へ行かずに遊んでいる、学習の遅れなど面倒ををみてほしい。
- ・ 学校のような多人数の中では生活ができない。少人数の中で生活をさせたい。
- ・ 強迫性障がい、壁の汚れが気になり授業に集中できない。

見学者の内訳(単位 人)

	19年度	20年度 (6/9現在)
目的内	10	2
目的外	14	3
計	24	5



これらの例は、言わば学校を拒否している不登校であり、学校復帰の働きかけは無意味となります。また、発達障がいを持つ児童生徒も見学に訪れます。しかし、あすなる教室は、学校復帰意欲があっても、発達障がいに対応できる体制にはありませんし、対応するための施設でもありません。現在は、発達障がいを持つ子どもは、各学校の特別支援教育の中で対応することとされています。

いずれにしても、上記のような目的外の児童生徒が1人でも入級したとき、目的内の入級生に様々なマイナス影響を与えることが懸念されます。それ故今後も、目的内と目的外の見極めは厳正に行ってまいります。各学校におかれましても、あすなる教室で指導できる不登校児童生徒について、より一層のご理解をいただきますと同時にご協力をお願いいたします。

◎ 実った保護者の努力！ 学校復帰の達成



前月号までご紹介しました中2の男子が、ついに、学校復帰を達成しました。

今回の場合は、入級したのが2月下旬であり、記録的に短期間での学校復帰となりました。(学校復帰者の平均在級期間は11.4ヶ月です。)また、あすなる教室への通級は、わずか4日間のみでした。従って、あすなる教室からの働きかけはほとんどできないままでの学校復帰でした。

こうした異例な状況の中でも学校復帰が達成できた理由は何なのでしょう？

一つには、当然のことながら、本人に「学校へ戻らなければならない。行きたい。」という強い意志があったことが挙げられます。

しかし、何よりも大きな要素は、保護者の粘り強い努力であろうと思います。私どもにも、保護者の「何とか学校へ行かせたい」という強い姿勢が、お話や行動の中からひしひしと感じられました。

保護者としてみれば、毎日、登校もせずに自宅で過ごしていた子どもが、あすなる教室へ通うようになる、先ずは一安心、「後はあすなる教室へ任せて・・・」となりやすいものです。このように保護者が一歩引いた状態になると、過去の例を見ても、よい結果を得ることは難しいと言えます。

学校復帰を果たせるかどうかは、外部の様々な働きかけよりも、保護者の姿勢や働きかけが大きなポイントであると言えます。正に「親が変われば、子が変わる」を証明したできごとでした。

近いうちに、「あすなる教室卒業式」を開催し、祝福し激励をしてあげたいと思っています。

◎ 学校復帰の判断基準

はたして、どのくらいの期間続けて登校できれば学校復帰とするのか？ 学校復帰したかどうかの判断は、創設以来、特に基準を定めていませんでしたが、18年度からは、登校を始めてから『2ヶ月

6月10日現在の在籍数(体験通級は2名)

	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女			1		1
計			2		2

間程度の登校状況を確認』した上で、学校復帰の判断を下すこととしております。



《発行元》
 春日井市適応指導教室
 (あすなる教室)
 〒486-0913
 春日井市柏原町1-97-1
 (中央公民館内 北館2階)
 TEL 34-8421
 FAX 34-8426

あすなる教室だより

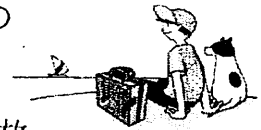
平成20年7月16日
No.123号
毎月1回発行(除、8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

◎ 夏休み中も



今週の金曜日(18日)で1学期が終わり、長い夏休みが始まります。各家庭におかれましても、あれやこれやと楽しい計画を立ててみえることと思います。

あすなる教室では、毎年、夏休みに入った直後の5日間と最終の5日間の計10日間を、「**学習チャレンジ週間**」としております。この間は、夏休みの課題や苦手教科の克服のための集中学習日としています。



また、それ以外の日もお盆期間を除いて、「**自由通級日**」として教室を開放しています。毎年、暑い中をあすなる教室へ通級し、真剣に学習に取り組む姿が見られます。昨年も最長では、午前9時から午後4時までを学習に取り組んだ子が何人かいました。今年も、意欲的に1日でも多く通級してくれることを期待しています。

◎ 生活習慣の確立のために



あすなる教室へ新たにやってくる不登校の子どもたちに、ほぼ共通していることは、規則正しい生活習慣ができていないということです。

それは、学校へ行かないで家庭で毎日を過ごしていたことに起因すると思います。どうしても時間にルーズになり、夜型の生活に傾いていく場合が多いようです。そのため、あすなる教室へ入級後しばらくは、1日も早い生活習慣の確立を目指して「**毎日通えること**」「**遅刻をしないこと**」を重点にしています。まずは、学校復帰への第1の関門であると言えます。しかし、不登校の子どもにとって、生活習慣の確立は、制約される生活、束縛される生活であり、人によってはなかなか乗り越えることができません。どうしても、元の自由気ままな生活に戻ろうとしてしまうことがあります。

その**最大の危機**が、夏休みであると言えます。

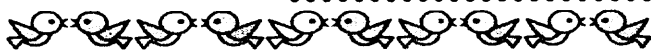
1学期の間に、せっかく身につけてきた生活習慣を崩さないためにも「**学習チャレンジ週間**」や「**自由通級日**」を利用して夏休みもなるべく多く通級してほしいものです。

そのために、長期休業中も学校と違って教室を開いているのです。

また、夜は10時就寝、いくら遅くても12時までには就寝ができるといいですね。

教室へ来ることや就寝時間などは、**家庭の指導力**に大いに期待しています。

◎ 遠足



人に頼ることなく、自分だけの力で行動できる能力を養うことを目的に、7月11日に遠足を実施しました。目的地は、名古屋市科学館、名古屋市美術館、でんきの科学館でした。

午前9時に勝川駅集合、その後の行動は各自に一切をまかせ職員は付き添っているだけという形をとりました。往路は、勝川→千種→伏見のルートで、切符の購入や乗り換えなど戸惑いながらも見事にやれました。また、目的地では、3つの施設へ迷わずたどり着くことができました。復路は、より一層大きな駅を経験させるため、伏見→名古屋→勝川のルートでした。地下鉄を降りてから名古屋駅の中央線のホームへ、何とかたどり着くことができました。事前に各自がインターネットで十分調べ、計画書にまとめておいたことが自信となったのでしょう、困り果てて職員に頼る場面はありませんでした。



白川公園で食事をしていたら、ハトやスズメが近寄ってきました。

7月16日現在の在籍数(体験通級は2名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		1			1
計		1	1		2

暑い日でしたが遠足を通して、**何でも自分でできる人間**に一步近づくことができたのではないのでしょうか。

《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成20年9月1日
No.124号
毎月1回発行(除、8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

◎ 夏休み中も通級

あすなる教室は、長期休業中も教室を開放しています。それを利用して、今年も暑い中を、遠距離を通級し、真剣に夏休みの課題に取り組む姿が見受けられました。その姿から、大きなやる気を感じられました。やったことは確かな自信となり、今後の生活に生かされていくものと思います。よくがんばりました。



◎ 学校へ戻る、戻らない

平成2年、当時の文部省は、学校復帰を目的に適応指導教室事業を開始しました。そしてそれ以降、全国の教育委員会では適応指導教室を順次設置するようになり、春日井市教育委員会においても、平成9年にあすなる教室を設置しました。

その設置目的は、早期の「学校復帰」を遂げることにあり、指導の選択肢はただ一つ、学校へ返す指導、戻す指導しかありません。

しかし、時代は進み、不登校に対する指導の選択肢は、学校へ戻らないことも含まれるようになってきました。いわゆるフリースクールの指導がそれであろうと思います。学校へ戻することを第一の目的とせず、居場所や避難場所としながら上級学校への道を目指します。

不登校児童生徒数の推移

(文部科学省・生徒指導関係略年表より引用)

昭和50年度	1万人超
57	2万人超
59	3万人超
63	4万人超
平成4年度	7万人超
7	8万人超
9	10万人超
11	13万人超
13	138,722人 (最多)
19	129,254人



授業などで単位を取得し卒業できる学校、いわゆるサポート校と言われる学校が増えてきました。単に卒業資格をとり学歴をつけることに関しては、誠に好都合な学校であると言えますが、通常の学校と比べ人と人との交流が限られているようです。

しかし、集団の中で良好な人間関係を構築することが苦手である不登校の子ども達にとっては、人と人の触れ合いこそが最も重要なことであり、鍛錬しなければならないことであろうと思います。

そのためにこそ、多くの同年代の子ども達が生活する学校へ復帰することが最も必要なことではないでしょうか。開設以来、あすなる教室が学校復帰を



唯一の目的にしている理由もそこにあると言えます。

しかし、最近では、「無理に学校へ行かせる必要はない。」と考える保護者が増加しており、フリースクール的な機能を求めて、あすなる教室へ見学に来られる方も多くなりました。

こうした方へは「あすなる教室は、あくまでも学校復帰を唯一の目的にしております。フリースクールではありません。」という説明をし、入級をお断りしております。今後も一人でも多くの子が学校復帰を果たせるよう、教室の目的に沿った指導や運営を徹底していかねばなりません。

9月1日現在の在籍数 (体験通級は3名)

	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		2			2
計		2	1		3



一人でも多くの子が学校復帰を果たせるよう、教室の目的に沿った指導や運営を徹底していかねばなりません。

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成20年10月1日
No.125号
毎月1回発行(除、8月)
市内全小中学校
配付先 該当家庭と担任

特集 「保護者がなすべき努力(上)」



現在入級している子ども達は一刻も早い学校復帰を目指して、毎日着々と努力を重ねています。しかし目的達成のためには本人だけの力では難しいことです。保護者のバックアップが欠かせません。そこで、保護者にはこうあってほしいということをもとめてみました。

🏠 初心を忘れず 🏠

入級以前は、一日中家で過ごしていた子どもが、入級後は学校へ行くこととほとんど変わらない生活となり、不登校の子を持つ親としての様々な苦勞の大部分から解放されます。その結果、入級前の生活に逆戻りすることさえなければ、現状の生活でもいいのではと思え、必ずしも学校復帰までは望まなくなる場合があります。過去にも、そうした例がたくさん有り、最長では中学卒業までの5年半も在籍した子がいました。現在は、あすなる教室を、そうしたフリースクール的に利用することは許されません。

親があきらめれば、子ども簡単にあきらめます。親として、入級時の**学校復帰の初心**を忘れることなく、決して「ぶれる」ことなく、働きかけをしていたくことをお願いします。

✂ 学校の良さを ✂

あすなる教室へ来られる方の中には、学校とごくしゃくした関係のまま来られる方が少なからずおられます。そうした関係を子どもが知っているとするれば、学校復帰への妨げとなりかねません。

常に、学校に対して、良いイメージを持たせることが復帰への近道ではないでしょうか。子どもの前では学校の悪口を腹の中に納めて、子どもに悟られないように学校へ話しをしましょう。できれば、学校に対しては常に感謝の気持ちやお世話になっているという謙虚な気持ちを持って臨みたいものです。そうした親の姿勢は、子どもに対して良い方向への無言の働きかけになると思います。



🔗 強制ではなく 🔗

中学生ともなると親の一方的な強制では動かなくなってきています。今の自分には、何が必要なのか、何に努力しなければならぬのかをよく考えさせ、自分の言葉で言わせそして実行させるようにしたいものです。

🕒 十分な睡眠時間 🕒

不登校の子どもが入級以前の生活は、大部分の子が夜型の生活(遅寝・遅起き)であり、入級後においても就寝時間は12時を過ぎてからが多いようです。

これでは、睡眠時間が十分とれず、午前中の生活にあきらかに支障をきたしている子もいます。小中学校の泊を伴う学校行事は、10時就寝6時起床の8時間の睡眠時間が基本となっています。10時就寝を目指して毎日の生活がおけるとベストではないでしょうか。子どもよりも早く寝ることなく、親としての指導力を発揮していただければと思います。



🌟 褒める 励ます 🌟

親に褒められることは子どもにとってとても嬉しいことです。「またがんばろうかな」という気持ちが自然とわいてくるものです。また、親の適切な励ましの言葉は、自信のないことや不安に思っていることなどへもチャレンジできる大きな力となるのではないのでしょうか。



📄 出席率の向上は学校復帰への基礎 📄

学校へ通っている大部分の子は、遅刻も欠席も無く毎日を過ごすことが、ごく当たり前の生活と言えます。しかし、不登校の子にとっては、様々な理由で時々遅刻や欠席が出てきます。やむを得ないことではあります。いつかはそのハードルを越えねばならないことも確かです。出席率100%を目指し、励ましていただければ・・・。

😊 遅刻、欠席は必ず保護者より連絡を 😊

連絡無しでの遅刻や欠席は、不測の事態も考えられ、とても心配します。やむを得ず遅刻や欠席をする場合は、必ず保護者の責任において連絡を確実にしてください。

10月1日現在の在籍数(体験通級は2名)

	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		2			2
計		2	1		3



📧 今回の教室だよりは、保護者へは郵送により配付させていただきました 📧

《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

あすなる教室だより 号外

平成20年10月7日
号外
毎月1回発行(除、8月)
市内全小中学校
配付先 該当家庭と担任

特集 「保護者がなすべき努力(下)」

☆常に目的を意識した教室生活を

あすなる教室は、あくまでも学校へ戻るまでの仮の場であることを、常に子どもに意識させ続けることが重要です。

教室生活が楽しいことは必要なことですが、楽しければ楽しいほど、学校へ目がいなくなり、入級が長期化する恐れがあります。何のためにあすなる教室へ来ているのか常に真の目的(学校復帰)を本人に意識させ続けることは、保護者の大きな努めと言えるのではないのでしょうか。



☆座してはいるは・・・こちらから積極的に

保護者から「学校は全然連絡してくれない。今、学校では何があるのかわからないし、書類なども届かない。まるで見捨てられているようだ。」といったたぐいの話をよく聞きます。

そういう方に「お母さんの方から時々学校へ連絡をとられていますか?」と尋ねてみると、「いいえ」という答えが返ってきます。実は、自ら疎遠になっている場合がほとんどのようです。

座して待っているだけではだめなのです。大切なお子様のために、保護者から積極的に連絡をとりましょう。テスト範囲や月行事予定などは、出掛けて直接受領しましょう。説明会や保護者会へも必ず参加しましょう。そして、様々な情報をつかみ、その中で興味が持てるような話題は、お子様にも話して聞かせましょう。

学校の様子を知ることで、登校への意欲が沸いてくるのが十分期待できます。保護者からの働きかけは、学校やあすなる教室の働きかけよりも、何倍もの力があると言えます。親として、決して他人任せや待っているだけの姿勢にはならず、親子共々学校へ目を向けた生活ができるよう、どんどん積極的に動きましょう。



☆学校のルールを守った生活は、親の責任で

あすなる教室だからどんな姿でも・・・。ではいけません。

在籍の学校のルールを守った生活が必要です。そうしたことも学校復帰への近道になると言えます。朝、家を出る時、クツ、くつ下、バッグなど制服以外のルールは必ず親の目で確認をしていただきたいと思えます。

また、その他にも頭髪や体育館シューズ、ベルト、防寒具など、学校には様々なルールがあります。あすなる教室へ来ていても、学校のきまりやルールを守った生活ができることは、学校復帰への基本と言えます。

☆家族の一員として

家庭の仕事の内いくつかを割り振り、家族の一員として責任を果すようにさせましょう。責任を果たすことにより、自立心が育ってくれればと思えます。

☆テストの結果は

学校復帰の一步は、たとえ少しの時間でも学校へ行き、教室へ入ることから始まります。

在校時間が短いテストの日などは、その絶好の機会と言えます。テストの結果を気にしてちゅうちよするのではなく、とにかく学校へ行くことを重視し、励ましていきたいものです。

☆学力よりも学校復帰

とかく中学生の時期、学年が上がるに従い、進路をにらみ、親も本人も“とにかく学力”という考えが強くなります。

しかし、自習中心のあすなる教室で、学力を伸ばすことを望むには無理があります。学力を伸ばすには、登校し授業を受けることに優るものはありません。一刻も早く学校復帰し、普通に学校へ行けるようになることを優先すべきだと思います。

そのため、あすなる教室では、学力を考えることよりも、少しでも学校へ足を向けることに重点を置いています。

日常のお子様との会話の中では、学力の話題を極力封印したいものです。



集団の中で適切な人間関係を築くことができる力はとても大切なことであると思えます。そしてこの力は、現在よりも将来成人して社会生活をするようになった時にこそ、より重要になってくる力とも言えます。



あすなる教室での過去の例から言って、学校復帰を達成できるかできないかの鍵は、子どもよりも保護者が握っているといっても過言ではありません。

2回にわたった特集「保護者がなすべき努力」を、今後のお子様への支援や教え導くことへの参考にさせていただければ幸いです。

☑ 今回も、保護者へは郵送により配付させていただきました ☑

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成20年11月1日
No.126号
毎月1回発行(除、8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

◎ ワンランク上を目指して

あすなる教室へ通っている子は、様々な理由で遅刻や欠席があり、なかなか100%の出席率を達成することができません。言うまでもなく、学校復帰を目指すには100%の出席率を達成できる力を身につけていくことも当然必要であると言えます。

10月まで
月間90%以上の
上位3名を表彰



11月から
・月間100%達成者を表彰
・90%以上100%未満の者へは、
「よくできました」カード



そこで、11月より、月間の出席状況の表彰を、左のように見直すこととしました。これを機会に、出席について、ワンランク上のレベルを目指してほしいと思います。

◎ 学校への足掛かり

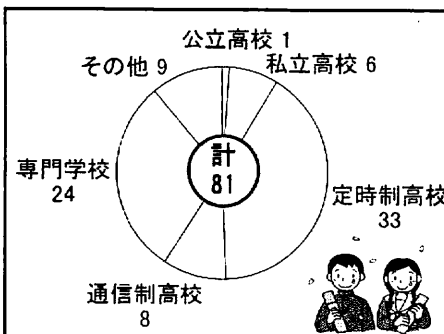
学校復帰への足掛かりは、いきなり普通の日に登校するという事からではなく、まずは学校行事への参加から始めます。それは、数ある学校行事の中には、本人にとって魅力的な行事が必ずといっていいほど存在し、その行事への参加では、不登校を一時的に克服するだけの力を出すことができるからです。従って、自分の在籍する学校の行事を事前に調べさせ、参加できそうな行事をチェックさせ、極力参加するよう指導し奨励しています。

また、普通の日に登校する試みについては、まずは、定期テストの日をすすめています。しかし、一般的にはどの子もいやがるテストの日をなぜすすめるのかと疑問に思われるかもしれません。それは、テストの日は、2~3時間の日課であり在校時間が短いことや、通常の授業日より人と人の触れ合う機会が少なく、人間関係におけるあつれきや摩擦がかかりにくいことなどの理由によります。何点だったのか試験の結果を気にしないで、学校へ行くことに大きな意義があることを話し、毎回のテストの日に登校することをすすめています。

各家庭においても、学校行事やテストが近づいて来たら、登校を励ましていただくようお願いいたします。また、担任の先生におかれましても、「しおり」「プログラム」「月行事予定表」「テスト範囲表」などが、事前に各家庭に渡るようご配慮いただければと思います。

◎ 入級者の過去の進路状況から

あすなる教室で中学校の卒業まで過ごした者は、平成9年の開設以来19年度末までに81名を数えます。そして、その進路先の内訳をまとめるとグラフのようになります。



公立・私立高校へ進んだ者は計7名で約9%と少なく、定時制・通信制の高校や専門学校へ進んだ者は計65名で約80%と大半を占めています。これは、中学校での結果と比べほぼ逆転した状態と言えます。

あすなる教室への出席が、学校への出席として認められるといっても、卒業まであすなる教室へ通った者の進路には、越えることが困難な高い壁があるように思えます。

これに対して、卒業まで1年以上を残して学校復帰を果たした者では、公立や私立の高校へ進学した例が19年度だけでも2例ありました。一刻も早い学校復帰を果たすことが、希望の進路への近道だと言えるのではないのでしょうか。

現在のアすなる教室は、中学校卒業まで過ごす者がゼロとなることを目標にしています。

11月1日現在の在籍数 (体験通級は4名)

	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		3		1	4
計		3	1	1	5

(グラフで公立高校1は、守山 私立高校6は、尾関学園1, 聖光タオ1, 日生学園3, その他の私立高校1)



《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

あすなる教室だより

平成20年12月16日
No.127号
毎月1回発行(除, 8月)
配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

◎ 敵は自分の中に、ゆるむ気持ちを引き締めて



過去の例を見ると、ある程度教室生活に慣れ安定した通級ができるようになると学校復帰への強い意欲がゆるんでしまう子が出てきます。そうした子は、復帰努力の進展が見られず、その結果、入級が長期化し、やがて中学校の卒業を迎えてしまうこととなります。

現在の入級生も、入級から数ヶ月が過ぎ、ちょうどゆるみやすい時期を迎えていると言ってもよいでしょう。一度ゆるんだ気持ちを立て直すことは容易ではありません。また、現在のあすなる教室では、他の子への負の連鎖も考慮し、復帰意欲がゆるんでしまった子を長期に在籍させることはありません。

ゆるむ気持ちの一つの原因は、学校へ行くということは大きなエネルギーがいることであり、あすなる教室ならばさほどのエネルギーはいらぬことにあると思われまふ。つまり、人間誰しもが持っている弱さ「困難なことを避けようとする気持ち」や「楽な方向へは流されやすい」ことからくるものなのでしょう。

つまり、学校復帰を妨げる敵は自分の中にいます。自分に勝ち、あくまでも学校復帰の目的を達成しようとする強い意欲を持ち続け毎日をおくってほしいと願っています。

☆ 最後の一押し

学校復帰は、一朝一夕には成りません。段階を踏んで少しずつ努力を重ねることが重要です。また、できた努力を継続するなかでその現状に満足することなく、更に高いレベルを目指していくことも必要です。

学校復帰への道順は、おおよそ次の5段階に分けることができます。

- ① 生活のリズムを確立(学校の時間帯に合わせて)
- ② 部分登校に挑戦(テストや行事などへ出席)
- ③ 部分登校に挑戦(普通の授業へ出席)
- ④ 一日を通した登校へ挑戦
- ⑤ 一定期間連続した登校に挑戦【学校復帰成功】

このような段階を踏む中で、重要なことは「勇気を出して一歩前へ踏み出すこと」「決して後戻りをしないこと」「その都度、達成感を味わいながら次へ進むこと」です。

あすなる教室では本人の状況に合わせて、次はどのような努力をしていったらよいのか、個別に働きかけをしています。しかし、お膳立てをするのはあすなる教室であっても、最後の一押しをするのはやはり親なのです。親がなければ決して子どもは動きません。

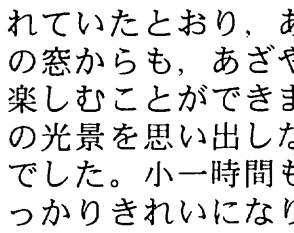


☆ ボランティア活動

去る12月12日、毎年恒例となっている中央公民館敷地内の落ち葉拾いボランティアに取り組みました。今回は、正門脇にある文化財の古民家周辺の落ち葉を中心に行いました。



今年は「紅葉がきれいだった」と言われていたとおり、あすなる教室の窓からも、あざやかな紅葉を楽しむことができましたが、その光景を思い出しながらの活動でした。小一時間もすると、すっかりきれいになり、子ども達



と職員共々、すがすがしい汗をかくことができました。

12月16日現在の在籍数(体験通級は2名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		3			3
計		3	1		4

12/23 終業式
12/24-26と1/5-6は自由通級日
1/7 始業式
※ 終業式と始業式の両日は、制服での通級です。

《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)
〒486-0913
春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)
TEL 34-8421
FAX 34-8426

あすなる教室だより

1月号

平成21年1月9日

No.128号

毎月1回発行(除、8月)

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

あけましておめでとうございます



新しい年を迎えました。日々努力を積み重ねてきた現在のあすなる教室の子どもたちにとって、今年こそ学校復帰を達成できる、明るく希望に満ちた一年となることを信じたいと思います。本年も何卒よろしくお願いいたします。



◎ 一丸となって突き進める環境作り



学校復帰を唯一の目的にしているあすなる教室では、入級生は、入級した時点から常に学校復帰への努力が義務付けられているとも言えます。しかし、前号でも『敵は自分の中に、ゆるむ気持ちを引き締めて』という記事の中でも書きましたが、復帰への強い決意を持って入級した子が、ある程度の期間を経ると、決意は次第にゆるんでしまう場合が往々にしてあります。そうなった子は、復帰努力の進展が見られなくなるばかりか、他の入級生の復帰意欲に対しても有形無形のマイナス影響を与えていく結果となってしまいます。

教室の全員が一丸となって学校復帰に向かって突き進める環境を是非作っていきたいと思います。それには家庭での働きかけが不可欠です。ましてや、親が「今の生活でも、まあいいか」などと思うようではなりません。良くはないのです、「必ずや学校復帰を達成する」という決意に揺らぎがあってはなりません。大切なお子様の将来がかかっていると言っても過言ではありません。



本年も、常に学校復帰の目的を見据えて、ご家庭での様々な努力を是非お願いいたします。

◎ 起床時間



学校へ完全復帰するためには、日常のリズムを学校モードに順次切り替えていくことも重要なことです。その内の一つに起床時間があります。

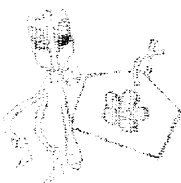
あすなる教室の始業(9:00)に合わせた起床時間ではなく、学校の始業に合わせた起床時間で日常の生活ができるリズムを作り上げることが必要です。

いつまで経っても「あすなる教室の始業に間に合えばよい」という生活が続くようでは、学校復帰は見えてきません。いたずらに時が過ぎるだけと言えましょう。

◎ 当たり前の一日のスタート

12月の在籍数は4人という少人数でしたが、毎日の朝9時の始業に、その4人が揃ってスタートできたのは、月間16日あった中でわずか2日間だけでありました。

あすなる教室では、毎日が規則正しい一定の生活ができることは、学校復帰成功への基本中の基本であろうということで、とても重視していることであり、その規則正しい生活を押し量る上で「遅刻をしない」ということに特に着目して指導を進めています。遅刻の原因が、不登校が故のやむを得ない理由である場合もありますが、本人のわがままや家庭の甘やかしから起きることではなりません。毎日が規則正しい一定の生活が送れないようでは、学校復帰は先のまた先、夢物語となってしまわないのでしょうか。毎日、毎日が当たり前の一日のスタートが切れるよ



☆ 100%達成

今年度は、月間出席率100%を達成した者が出ていませんでしたが、12月になってようやく一人の子が見事に100%を達成しました。表彰状を贈り、その大きながんばりを讃えました。これを機会に、次に続く者が、どんどん出てきてほしいと願っています。



1月9日現在の在籍数(体験通級は2名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		3			3
計		3	1		4

うに、常に生活のリズムを見直し、そして修正し、学校復帰の大目標に向かって進んでいきたいものです。

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

あすなる教室だより

2月号

平成21年2月4日

No.129号

毎月1回発行(除、8月)

配付先 市内全小中学校
該当家庭と担任

◎ 学年末のテストには学校へ行こう！

現在の入級生は、テストの日には全員が学校へ行き参加できるようになりました。しかし、テストの日には必ず学校へ行けるのかということでもありません。行けたり行けなかったりと、まだまだ安定した力を発揮することができない子もいます。

この2月は、どの中学校でも、現学年最後の3日間のテストが実施されます。是非とも、全員揃って完全参加してほしいと願っています。



また、テスト以外にも部活や終業式や始業式、その他の行事にも学校へ行き参加できるほど力を付けてきた子も出てきています。これからも、そうした力を伸ばすことはもちろん、まだできていない普通の授業への参加にも取り組んでほしいと思います。たとえ1時間でも教室に入る、給食を教室で食べる、朝や帰りのS Tに参加するなど、そうした努力ができれば、その力は、当然、次の学年にも繋がって行くものと思います。



◎ 毎年4月は、「学校復帰チャレンジ期間」

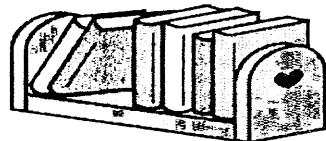
新年度が始まる4月は、1年間の中でも学校復帰への最大のチャンスと言えます。あすなる教室では、2年前よりこの時期を、各自の事前の計画に基づき、学校復帰への最大の努力をする期間、つまり「学校復帰チャレンジ期間」として設定しております。

まもなく4月となり、入級生のすべてが取り組む3度目の学校復帰チャレンジ期間がやってきます。過去2度の期間では、学校復帰を見事に達成した子が3名出ておりますし、残念ながら復帰には至らなかった子たちも、登校日数を大幅に増やすことができ、学校へ向かって大きく大きく前進することができました。

今の子たちについても、残されている2月、3月の2ヶ月間を準備段階として努力していく中で、新年度には、どの子も大きな大きな飛躍を遂げてくれることを期待しています。

保護者全体会の開催について
3月4日(水) 13:30~15:00
すべての保護者の参加をお願いします！

学校復帰チャレンジ期間の詳細については、3月の教室だよりや保護者全体会にて説明をさせていただく予定であります。



◎ 長期在級の弊害と遅刻、欠席の数

在級期間が長期になると、どうしても学校復帰の目的が薄らぎ、知らず知らずの間に、あすなる教室へ通っている現状だけで満足してしまう場合が出てきます。そうした子は、学校復帰の努力がほとんど進まないばかりか、逆に、後退してしまうことさえあります。

そして、ついには、あすなる教室に居ることさえ苦痛に感じるようになり、だんだん休みがちになっていきます。また、周りに与える負の影響にも大きなものが出てきます。

これは、過去の例を見ても明らかなことであり、一度そうなったものを、当初の軌道へ戻すことは何倍ものエネルギーを要することであり、とても困難なことでもあります。

こうしたことを未然に防ぐためには、遅刻や欠席の数には特に注意していく必要がありますし、家庭での働きかけも重要なポイントになります。

今後とも、家庭・学校・あすなる教室の三者が連携し、子ども達の将来を見据えて、決して目的を見失うことなく、できたことは褒め、次への励ましの言葉を掛けながら、学校復帰を目指して一步一步確実に進まねばならないと思いま



2月4日現在の在籍数(体験通級は1名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		2			2
計		2	1		3

す。



《発行元》
春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1

(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

◎ 平成21年度学校復帰チャレンジ期間のQ&A



Q 平成21年度の学校復帰チャレンジ期間は、いつですか？

A 年度始めの4月7日～24日です。

Q この期間中は何をしていますか？

A この期間中は、あすなる教室への通級をしないで、今の自分の力でできる範囲で、学校復帰へ向けてチャレンジをします。
(チャレンジの内容は、3月中に、チェックリスト票により、各自が今の自分の力に合わせた計画を立てます。)

また、期間中には、あすなる教室指導員は、各学校を訪問して新しい担任の先生と話し合いを持ちます。また、各保護者とも話し合いの機会を持ちます。



当面の予定

3/24 修了式
制服通級, 11:30終了
3/25～春休み
自由通級
4/7 始業式
学校復帰チャレンジ
期間開始
4/27 再通級開始

Q この期間で何を期待しているのですか？

A 4月は、一年間の中でも学校復帰への最大のチャンスであり、すべての入級生にチャレンジの機会を与えることにより、思わぬ力が生まれることを期待しています。

また、たとえこの期間に1日も登校できなかったとしても、登校についていろいろと自分なりに考えることが、その後の学校復帰への道筋となることに期待したいと思います。



Q 期間中、保護者や担任は何をしたらよいのですか？

A 保護者の方には、計画通りの生活ができていけるか、点検や励ましを、担任の先生には、今後一年間受け持つわけですので、十分なコミュニケーション作りを期待しています。

Q 期間の終了後は、また入級の手続きをしますか？

A 籍はそのままであるので、手続きなしで再通級することができます。



Q 期間の終了後、まとめ(反省)はどうするのですか？

A チェックリスト票により事後の反省をします。同時に、今後の目標もはっきりさせます。どの子にも、計画よりも、優れた結果が得られることを期待しています。



◎ 一度できたことは次も必ずやる



学校復帰を目指しているあすなる教室の子ども達の生活は、高く険しい山に登ることに例えることができます。登山口(入級)からスタートし、一歩ずつコツコツと登っていき、ついには頂上までたどり着けば目的達成(学校復帰)となります。

登る途中は、最短距離を選び真っ直ぐ登れば早く頂上に着きますが、途中で疲れて、登山を断念しなければならないかもしれません。また反対に、楽なルートをとれば、時間ばかり費やして、ついには中学の卒業を迎えてしまうこと(タイムオーバー)になるかもしれません。

従って、どのようなコースでアタックをするのかは、個人個人が自分の力や状態を考えて、それに適したルートや登り方を考えてやっていくことが重要となります。

しかし、どのような道をとったとしても、一度できたことは次も必ずやるという強い意志

3月4日現在の在籍数(体験通級は1名)



	小学生	中1	中2	中3	計
男			1		1
女		1			1
計		1	1		2



と実行力だけは常に必要なことと言えましょう。

できたことは、次もできる。自信を持とう！

《発行元》

春日井市適応指導教室
(あすなる教室)

〒486-0913

春日井市柏原町1-97-1
(中央公民館内 北館2階)

TEL 34-8421

FAX 34-8426

(6) 適応指導教室（あすなろ教室）から

一年を振り返って（1）

あすなろ教室指導員

何もかもが手探りの状態で始まった、私と不登校生徒達との日々も早くも一年が過ぎた。不登校生徒と関わって私が一番初めに感じたことといえば、「たくさん喋るし、たくさん笑う。どこにでもいる普通の中学生と変わらないではないか。」ということであった。一年前の私は恥ずかしながら「不登校」というものに対しての知識が乏しく、そんな彼らの姿を見て「なぜ？」という漠然とした疑問ばかりが湧き上がっていた。しかし、そういった姿が彼らの本当の姿ではなく、自分自身を守るために自然と身についたうわべの姿でしかないことに気付くまでには大して時間はかからなかった。

あすなろ教室ではすべての児童生徒に対して、ローテーションを組んで二週間で四人の指導員すべてと一対一で対話ができるよう教育相談の時間を設けている。その内容はとりとめのない雑談がほとんどであるが、何気ない会話の中にも普段は見ることができない表情や思いを垣間見ることができ、また適切な登校刺激を与えることのできるチャンスとして、私は大変意味のある時間であると感じている。そして会話の中で私は、「その時あなたはどう思ったの？」と尋ね、その時々自分の気持ちを時間をかけてでもゆっくり話させることを大切にしてきた。何に対しても受け身の姿勢であることの多いあすなろ教室の生徒にとっては、自分の気持ちを誰かに話すということは一見簡単そうに見えるが最初は戸惑うことも多いようである。しかし、自分の思いを口に出すことで改めて自分をあらゆる方向から見つめ直すことができ、話し終わった子どもの表情からはどことなくすっきりしたものが感じられる。「実はあの時ね・・・」「他の先生には内緒にしてくれる？」と控えめながらもしっかりと目を見て思いを伝えてくれる姿からは、あすなろ教室での一人ひとりの成長が感じられた。

この一年でしばしば通級している生徒から、「あすなろ教室は今の自分の居場所である。なくなってしまうと困る。」というような声を聞いた。その言葉を聞く度に指導員として、少し嬉しいような、しかし残念なような複雑な気持ちが入り混じった。あすなろ教室はあくまで学校復帰を唯一の目標に掲げている以上、彼らにとっては居場所ではなく仮の場であってほしいからである。あすなろ教室では、まずは定期テストなどの学校行事をきっかけに、子どもたちに登校を促している。継続的な促しの結果、現在通級しているすべての生徒が今年度の学年末のテストには参加することができた。そしてテストや行事を終えてあすなろ教室にやってきた子どもはどの子どもも、自信に満ちた頼もしい表情で、学校であった色々なことを楽しそうに語ってくれた。学校に居場所を見出すことのできなかつた彼らにとっては、大きな一歩であったようだ。

一人ひとりが様々な問題を抱える不登校児童生徒にとって、学校復帰は一朝一夕にクリアできるハードルではない。そして最終的にそのハードルを乗り越えるかどうかは、一人ひとりの気持ちの問題でもある。「学校が自分の居場所である。」と笑顔で話すことができるようになることを願って、学校復帰までの彼らの道のりを、目標を見失わせることなく照らし続けていきたい。

あすなる教室に勤務し、あっという間に一年が経った。

最初はどのように関われば良いか戸惑うことが多かった。子ども一人ひとり抱えている問題も違い、声かけや学校復帰への促しも試行錯誤しながら行った。最近では教室に入ってくる子どもの表情で、その日の調子が分かるようになった。

不登校になる原因は様々で、本人にも理解できていないこともある。あすなる教室にくる子ども達のほとんどは、人間関係を構築したり、集団行動への参加が苦手である。

あすなる教室の第一目標は「学校復帰」である。一日でも早く学校に戻ることができるよう日々関わっている。

教室では入級初日に、「学校に向けての自分の目標」を作成する。自分で目標を立てることで、自分が学校に向けて何をしなければならぬのかが明確になってくる。

学期ごとに目標を書き変えるので、無理なく自分のペースで進めていくことができる。最初は、「学校に戻りたい」と漠然と思っていた子どもも、目標を書くことで、学校に行くためには、決まった時間に就寝・起床をすることや、遅刻をしないとといった具体的なことを書けるようになっていった。最初は遅刻が多かった子ども、段々と早く来れるようになっていたり、生活リズムを掴むことができた。

その他に週2回指導員が行っている教育相談がある。子どもの悩み相談や学校復帰に向けた、個別のプランを話し合い、タイミングをみてテストや行事への参加を促している。

入級から半年後にテストを受けに学校へ行った子どもがいた。久しぶりに学校に行きどうだったか聞くと、「緊張したけど、行けて良かった。学校が近くなった。」と答えが返ってきた。学校が近くなったという言葉に、その子どもにとって学校復帰へ大きな一歩を踏み出した結果が表れたと思う。

あすなる教室という少人数の中でぶつかりあったり、認めあったりする経験を通して、本来の力が出せるようになることを願っている。子ども達にとっては、大変な毎日かも知れないが、一人でも多くの子が学校復帰を目指し、あすなる教室を巣立って行くことを願っている。

5 スクールカウンセラー巡回

(1) スクールカウンセラー巡回事業実施要綱

1 目的

この事業は、いじめや不登校等児童・生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングに関し専門的な知識と経験を有する者（以下「スクールカウンセラー」という）が定期的に学校を巡回し、専門的な立場から適切な指導助言を行い、もって児童・生徒の健全な育成に資する。

2 事業の実施方法

- (1) 相談の対象者は、原則として、小中学校の児童生徒、保護者及び教員とする。
- (2) スクールカウンセラーは、原則として、小中学校への巡回相談を実施する。
- (3) スクールカウンセラーは、校長の指揮監督の下に、概ね次の職務を行う。
 - ア 児童生徒へのカウンセリング
 - イ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
 - ウ 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
 - エ その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの
- (4) 春日井市教育委員会（以下「市教委」という。）及び市教委が設置する「いじめ・不登校相談室」の相談員、「適応指導教室」の指導員との連絡・調整を図り、事業の円滑な実施を図る。

3 スクールカウンセラーの選考等

- (1) スクールカウンセラーは、カウンセリング等に関する相談業務に3年以上の経験を有する者又はこれに準じ市教委が適任と認める者から、市教委が委嘱する。
- (2) 市教委は、スクールカウンセラーにスクールカウンセラーとしてふさわしくない行為があったときは、解職する。

4 勤務時間等

スクールカウンセラーの勤務は、原則、月1回8時間（休憩1時間）とし、1校当たり12ヶ月とする。ただし、学校の実態に応じて変更する場合もあるが、年間総時間数は超えてはならない。

5 その他

- (1) スクールカウンセラーへの謝礼は、市教委が負担する。
- (2) 巡回を受けた校長は、毎月の実績を、翌月5日迄に市教委に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(2) スクールカウンセラー相談件数

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	派遣校数	7校	10校	10校
	児童	288件	616件	368件
	保護者	73件	264件	229件
	教師	94件	154件	242件
	計	455件	1,034件	839件
中学校	派遣校数	8校	9校	9校
	生徒	362件	443件	488件
	保護者	302件	378件	406件
	教師	62件	156件	157件
	計	726件	977件	1,051件

(3) スクールカウンセラーの声

～ 20年度スクールカウンセラー活動報告 ～

担当する全ての学校が、前年度からの継続でスタートした一年でした。既に状況は把握できているはずでしたが、先生や級友が替わるのはもちろん教室が変わっただけでも、それまでと違った面を見せる子がいるようで、やはり新規の出会いと同じように緊張する始まりでした。環境の変化をきっかけとして、その子自身が今までなんとか保ってきたバランスを、取り直さなければいけない。そんな不安定な状態の子を発見できるのが、年度の初めなのですが、大人の方も新たな環境に余裕がないと、見過ごしてしまったり正確な受け止め方をしてやれないことがあるかもしれません。21年度も継続して派遣されることとなり、SCとしての観察力、気付きが一層必要とされるころだと、気を引き締めて始めていかなければと思っています。

新たな出会いとしては他にも、新任の心の教室相談員の方とご一緒することが偶然相次いで、相談室の運営ということを話し合う機会を度々持ちました。それぞれの方が個性を活かし、新鮮な関わり方で相談室を船出させていかれるのを頼もしく見せていただきました。全校配置の心の教室ですが、学校の規模や子ども達の特徴、用意された部屋の広さや位置などはそれぞれ違います。さまざまな要因から“その学校で望まれている”相談室の性格があると私は思っています。時に、それは相談員さんの思い描く相談室のあり方とは食い違っているような場合もあり、摩擦が起きないかと心配になることもありました。そのような時、相談員・SCの基本に立ち返ることの大切さを感じました。主体は子ども達・保護者・先生を含む「学校」であり、“私がやりたい相談活動”より“ここで必要とされる支援活動”が優先されるべきだと思うのです。相談員・SCに望まれている役割は何か、自分たちの守備範囲をしっかりとやっていくことを忘れないようにしたいと思いました。

守備範囲という点で、学校の中だけでの支援には限界があります。あすなろ教室・ひまわり相談など、学校と連携するシステムができている場所を、必要な方に最大限活用していただけるよう働きかけることは、今後ますます重要かと思えます。問題解決に至らない事例には、非協力的な保護者に踏み込んで働きかけることが困難であったり、また不登校で全く顔を見ることのできない子に、もっと効果的なアプローチができないかと歯がゆく感じることも多いです。カウンセリングだけでは改善が見込めず、医療機関での治療が必要と思われるケースも年々増加しているような印象がありますが、そこへの紹介・受診後の連携についてはまだまだ未開通の領域があり、慎重にならざるをえません。スクール・カウンセリングへの一般の認知がさらに進み、諸問題が解決されていくと、SCとして今以上に積極的な支援が可能になるかもしれません。そうなるためには地道に日々の仕事をやっていき、SCの役割を多くの人に認めていただくことが啓発にもつながっていくと思います。自身の能力向上はもちろん必須ですが、SC活動の活性化は各方面のご協力があってこそ進んでいくものと、お願い申し上げるよりほかありません。しかし多くの制約の中で、まずはでき得る限りの援助活動をし、SCに求められるものを提供していくこと。その原点から離れることなく精一杯やっていきたいと思っています。

6 心の教室相談員

(1) 小学校「心の教室相談員」派遣事業の概要

1 趣旨

近年、小学校の低学年から情緒的に安定しない児童が多くなり、小学校の集団の中で対人関係に不安を抱くなど、正常に学習することが困難な児童が増えてきている。

このため、児童が悩みなどを気軽に相談でき、ストレスを和らげたり、話し相手になってくれる第三者的な存在となり得る者を児童の身近に配置し、児童が心に安らぎを感じることができるような環境を提供することを目的として、小学校に「心の教室相談員」を配置する。

2 勤務条件

週3回を原則として、1回あたり3～4時間で、週10時間程度とする。
延べ200時間（20週分）とする。

3 職務

「心の教室相談員」は、校長の指揮監督のもとに次の職務を行う。

- ① 児童の悩み相談
- ② 地域と学校の教育活動支援
- ③ その他、学校の教育活動支援

(2) 心の教室相談件数

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	派遣校数	38校	39校	39校
	児童 (来客者数)	12,172件	18,941件	5,705件 (19,416件)
	保護者	151件	257件	284件
	教師	285件	391件	477件
	計	12,608件	19,589件	6,466件

7 いじめ・不登校をテーマにした講演会

演題 「いま 学校でできること 教師にできること」

平成20年度 いじめ・不登校対策委員会講演会報告

1 日時 平成20年11月26日(水) 14:00～16:00

2 場所 グリーンパレス春日井 大会議室

3 講師紹介

臨床心理士 羽根啓一氏

心理専門職として少年鑑別所で非行少年にかかわり、退職後は、小・中・高のスクールカウンセラー、家庭内暴力、虐待に関するカウンセラーを行っている。

4 講演内容

{講演要旨}

非行少年にかかわってきた経験から、現在の動揺する社会状況に翻弄される子供たちにとって、最後に支えになり拠り所になる場として、学校を再確認する必要があるのではないかとの思いを強くしている。学校で、教師が、できることをみなさんとともに考えてみたい。

(1) 学校とは

学校とは、地域の人々がつくりあげる。また、地域の人々がいろいろ集まってつくっていく所で、具体的な姿があらわれるところである。

学校とは、社会の持っている価値を、どちらの方向に進めていくか。先生方を通して、先生方と児童生徒と一緒に発見し、つかみとり、学校という場で確認していくところである。

今、社会の本来持っている価値、社会がどこのところに進んでいるのか、あいまいになっている。その中で先生方が、どうしていくのか、非常に難しい。

社会に支えられた学校、社会に支えられた教育が、今あいまいになっている。社会に支えられたのではなく、逆に、社会に発信していく姿勢が学校には必要だと思う。

社会がこういうふうに学校に期待しているからではなく、学校のあるべき姿、社会のもつべき価値、社会のあるべき方向など、学校側が新たに発見して児童・生徒とともに作りあげていく必要がある。

(2) 社会の本来持っている価値が曖昧になっている。社会が分からなくなっている。

① 社会の境目、ボーダーがあいまいになっている

・事例：厚生労働省事務次官殺傷事件（小学校の時犬が殺された）

・事例：大阪の事件、学生5人が高校生2人から金品を奪う。

社会が崩れる要因の一つ目は、中学生・高校生の生活場面のあり方・枠組みが崩れている。二つ目は、自分はいじめられていたので学校に行けなかった。小学

校の3年生という時期は、人間がはじめて仲間入りする時期である。しかし、その時期に仲間入りができなかった。

- ・事例：バスジャック事件（小学校3年生からいじめられ、中学校でもいじめが続いた）
- ・事例：教師殺傷事件（小中学校でいじめられた）
- ・事例：秋葉原の事件
- ・事例：酒鬼薔薇事件

② 今の教育

10年前までは、子どもは親の背中を見て育つという考えが通用した。しかし、最近では社会があいまいになってきている。また、学校の枠組みが崩れている。

- ・事例：20年前小学校3年生の児童が転入してきた（いじめを受ける）
- ・事例：10年ほど前、中学生3人が傷害事件で少年鑑別所に送られてきた非行・犯罪等を起こした者は、多くの場合彼らは言葉でくくる（ごまかし）。先生方は、彼らのくくられた言葉を聞いて見て、一体何なのかを明らかにし生徒と接する必要がある。

③ 今の学校

安心・安全を児童・生徒にあたえることが必要である。

- ・事例：矯正施設（児童施設・少年鑑別所）に送られてくる生徒

彼らが一番感心のあることは、安心・安全な場所なのか？彼らも何らかのいじめを受けてきた。そのため、一番弱い人の安心・安全を確保してやる必要がある。職員間の連携も必要であり、確実に職員が見守っていることを示すことも必要である。

- ・事例：矯正施設で起こる時期（事故・事件のタイミング）

3月末から4月初めの人事異動の時期に、職員間の連携が乱れ事故・事件が起こる。先生方の指導・様子を子どもはよく見ている。また、自分の指導のやり方に自信がある先生が転勤してくると、他の先生方は、あの先生にまかしておけばと手を引くことがある。このとき、集団の力、連携の力が薄れる。やはり、集団の力、連携の力が必要である。

- ・事例：小学校5年生のクレームをつけてくる男子児童の対処から

クレームをつければその場を支配できている子に対して、集団の力を使って対処することを教える。また、ルールを守らない子に対しても同じである。安心・安全のために重要なのは、子どもたちに先生が見ているという大人のバックボーンを示すことである。さらに対処する力があることに気づかせることである。自分たちで自分たちが安心して安全で楽しめる場をつくること。そうすると楽しい学校になる。また、先生は子どもたちの工夫を手助けしてほしい。

いじめる子については、自分のいじめはどういうことなのか、自分のやったことに直面させることがとても重要である。いじめにはいろんな形がある。自分の存在を分かってもらうためのいじめがある。では、そういう子をどうするか。

・事例：何か問題行動を起こした生徒から

矯正施設では、彼らの生活の枠組みを明確にしてやる。一日のスケジュールを明確にすることによって、自分が何をやるか分かる。また、自分がどうしようかという方向に変化する。よって、生活の流れ・スケジュールを明確にしてやることは重要である。

いじめが発生しない安心・安全な場所をうるには、マジョリティー（多数派）を作り上げていく必要がある。また、児童・生徒には自分で作り上げていく力があることを教える必要がある。

④ 不登校

・事例：中学校2年生女子

学校に行かない理由で、学校が「ださい」という表現は厄介である。学校の価値観は低く、学校の存在が薄い。

女の子は、はじめよく話してくれる。次に態度が少し変わる。自分の考えていることや本音が出てくる。家族との関係が良好になってくる。最後に化粧を落とす。

男の子は、はじめあまりしゃべらない。次に態度が変わる。少し服装が変わる。言葉遣いが変わる。日常生活が変わる。このパターンが多い。

不登校の児童生徒が

○ 学校へ行くことは、価値があると思うことができるか？

○ 学校は安心・安全と思うことができるか？

登校するという場合には

○ 家庭が学校へ行くことは価値があると思うこと

○ 学校が家庭を認め、学校はあなたの家庭を見ていますよと思わせること

(3) 最後に

子どもを取り巻く社会は、子どもを支えたり、また、子どもが成長したりする場である。教師は、学校という場で子どもと共に一つの社会をつくりあげることが必要である。

8 教育相談等のご案内

平成21年4月現在

相 談 名	内 容	日 時	場 所
いじめ・不登校相談室	小中学校のいじめや不登校等に関する相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	中央公民館 34-8400
適応指導教室 (あすなる教室)	児童生徒の学校復帰を図るための指導・援助機関	毎週月～金曜日 午前9時～午後3時	中央公民館 34-8421
家庭児童相談	児童生徒の心身障害などの問題について	毎週火～土曜日 午前9時～午後4時	総合福祉センター 84-4600
少年相談	少年の非行問題について犯罪被害や薬物等の悩み	少年センター 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	少年センター 81-2288
		少年サポートセンター 午前9時30分～午後4時	市役所2階 56-7910
心の電話かすがい	青少年の悩みごとや行動に対する相談	毎週月～土曜日 午後3時～午後7時	心の電話相談室 82-7830
青少年Eメール相談	青少年の悩み相談	24時間受付け http://www.sei.city.kasugai.aichi.jp	
ひまわり	発達障害を持つと思われる児童生徒の相談	月4回 午後1時30分～午後5時30分	中央公民館 [問い合わせ] 学校教育課 85-6444

※ 適応指導教室への問い合わせは、いじめ・不登校相談室か担任の先生に相談ください。